

【建築基準法関係】

○:有り、×:無し

項目	有無	摘 要
屋根等不燃化地域 (法第 2 2 条関係)	○	平郡、阿月、大畠、神代、遠崎及び準防火地域を除いた地域
災害危険区域 (法第 3 9 条関係)	○	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域は、建築制限がかかります。
道路 (法第 4 2 条関係)	○	道路の種別は、特定行政庁（山口県柳井土木建築事務所）へお問い合わせください。
容積率 (法第 5 2 条関係)	○	都市計画総括図のとおり 用途地域の指定のない地域は、下表のとおり
建ぺい率 (法第 5 3 条関係)	○	都市計画総括図のとおり 用途地域の指定のない地域は、下表のとおり
斜線制限（高さ制限） (法第 5 6 条関係)	○	法令のとおり 用途地域の指定のない地域は、下表のとおり
日影規制区域 (法第 5 6 条の 2 関係)	○	法別表第 4（に）欄の（二）号に記載の住居系地域
建築協定 (法第 6 9 ～ 7 3 条関係)	×	条例無し

* ご不明な点がございましたら、山口県柳井土木建築事務所へお問い合わせください。

電話 0 8 2 0 - 2 2 - 0 3 9 7（建築住宅課直通）

<用途地域の指定のない地域の建築形態規制>

対象となる地域	日積、伊陸、新庄、余田ほか白地地域	阿月、伊保庄、平郡
容積率	1 0 0 %	2 0 0 %
建ぺい率	6 0 %	7 0 %
道路斜線制限	1 / 1 . 2 5	1 / 1 . 5
隣地斜線制限	2 0 m + ∠ 1 . 2 5	2 0 m + ∠ 1 . 2 5
摘要	低層の住宅、商店、事務所等が混在する地区等	建ぺい率の高い漁村集落等、狭小敷地に住宅等が集積する地区等

* 旧大畠町の区域については、建築形態規制などの集団規定が適用されません。

【都市計画法関係】

○：有り、×：無し

項目	有無	摘 要
都市計画区域	○	「柳井都市計画区域」→区域区分非設定（通称、非線引き）のため、市街化区域及び市街化調整区域はありません。 旧大畠町の区域（大畠、神代及び遠崎）は都市計画区域外
準都市計画区域	×	
用途地域	○	都市計画総括図のとおり
特別用途地区	×	
特定用途制限地域	×	
高層住居誘導地区	×	
高度地区又は高度利用地区	×	
防火地域又は準防火地域	○	防火地域：無し 準防火地域：商業地域と近隣商業地域
景観地区、風致地区	×	
駐車場整備地区	×	
臨港地区	○	柳井港 東港臨港地区（面積5.7ha中、商港区5.2ha）1箇所
緑地保全地域等	×	
流通業務地区	×	
生産緑地地区	×	
伝統的建造物群保存地区	○	柳井市古市・金屋伝統的建造物群保存地区（面積1.7ha）1箇所
都市施設（道路）	○	都市計画総括図のとおり
同上（公園）	○	都市計画総括図のとおり
同上（下水道）	○	都市計画総括図のとおり
土地地区画整理事業	×	土穂石土地地区画整理事業は廃止
市街地再開発事業	×	
地区計画	○	柳井津古市地区地区計画（面積0.5ha）1箇所

【その他】

○：有り、×：無し

項目	有無	摘 要
宅地造成及び特定盛土等規制法	○	宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域とも有り
景観法	○	重点景観計画区域：柳井駅前、古市金屋、古市金屋周辺地区 一般景観計画区域：重点を除く柳井市全域
都市緑地法	×	緑地協定
都市再生特別措置法	○	都市機能誘導区域、居住誘導区域とも有り

* ご不明な点がございましたら、都市計画課へお問い合わせください。

電話 0820-22-2111（内線 231、232）